

第5回 野洲市総合計画審議会 会議要録

日 時：平成23年7月6日(水)午後2時00分～午後4時15分

場 所：野洲市市民活動支援センター ホール

出席委員：19名(最終出席者数)

欠席委員：10名

1. 開会

<事務局>

本日は本当に暑い中、またご多用の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。前回の審議会以来、それぞれ部会に分かれていただきまして、熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございます。そしてまた、市民懇談会につきましても、何人かの委員さんにはご参加いただきましてありがとうございます。無事に終えることができました。また、部会につきましても、熱心に議論いただきまして、ありがとうございます。それぞれいただいた部会の審議をふまえて、全体の中で調整をしていただくことも考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今日は市長が公務のため出席できませんが、ご了承をお願いいたします。

2. 会議の成立確認

<事務局>

それでは、審議に入ります前に本日の会議の成立について確認させていただきます。

委員総数が29名、本日お越しいただいているのが17名でございますので、過半数を超えているということで、本日の会議が成立していることをまずご報告させていただきます。

今日は多くの資料を準備させていただいているのですが、それにつきまして確認させていただきます。

(配布資料の確認)

続いて、議事に移らせていただきますが、これから先は会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

①各部会の審議状況について

<会長>

本日、第5回の野洲市総合計画審議会です。この間、2回、各部会の開催と、市民懇談会がございました。今日は、次第にございますように、審議事項はなく、報告事項2件、それから協議事項1件ということになります。各部会、それから市民懇談会から日があまりあいておりませんので、今初めて見る資料がたくさんあるかと思いますが、今日は全体を見渡していただいて、今後、最終的に部会、それから全体会で詰めていく上での全体像を把握していただくという趣旨になると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速報告事項の1件目、各部会の審議状況についてです。最初に各部会の進捗状況全般について事務局からご説明をいただきます。お願いします。

<事務局>

それでは、よろしくお願いいたします。

6月後半に各部会それぞれ2回ずつ開催をいただきまして、予想以上に順調にご審議をいただきました。その結果、それぞれ各部会ともご審議いただく予定の内容については一巡していただいた状況で、この後、各部会長、副部会長から、審議のポイント、概要についてご報告いただこうと思っております。

資料につきましては、お手元の資料1、部会ごとに1-1から1-4という枝番を振っています。これをもとにして、この後説明させていただきたいと思います。

それと、本日参考として、資料2をつけさせていただいてますけれども、これにつきましては、とりあえず各部会の審議が一巡した状況でいろいろなご意見をいただきましたので、一旦これを改正素案の方に反映をさせた状況、現在修正途中の状況ですけれども、現時点での修正案というのを完成版の様式のイメージでまとめてみたものです。また、市の各担当部局の方にも照会をかけております。照会の内容をさらに反映したり、あるいは前回の全体会議の中でもありましたように、ほかの項目とのリンク、関連項目についての関連性を明らかにしていくといった作業をします。さらに基本目標6、これはどこの部会にも割り当ててない部分なのですが、これも、「市民と行政がともにつくるまち」について、このあたりも整理して改正案を審議できるような形にして、第3回部会でお諮りをしていきたいと思っておりますので、本日は参考ということで、また一通りお目通しいただきたいと思います。他の部会との関連等についても、これを参考にしながら、また整理させていただきたいと思います。

そんなところでございますので、この後また各部会からの報告をよろしくお願いいたします。

<会長>

ありがとうございました。たちまち資料2の精査とかはできませんので、これらも含めて第3回の各部会、さらに第6回全体会で最終的に詰めるという形になります。今日は中間報告ということで、各部会での審議状況につきましてご報告いただきます。

では、まず、子育て・教育・人権部会についてお願いいたします。

<委員>

どうもご苦労さまでございます。子育て・教育・人権部会は、資料1-1ですが、6月15日と23日に2回開催させてもらっております。全員がなかなか揃うことができませんので、一部欠ける委員もございましたけれども、その中でいろいろ検討していただいた結果をここにまとめていただいております。

全体的には、資料に書いてありますとおり、施策間相互の関係を示す表がぜひとも必要だということで、場合によってはほかのところとの関連性というのがございますので、そういったものをつくっていく必要があるのではないかということが出ておりました。

それから、データにつきましては、期間が長く、だんだん古くなりますので、あまり掲載しない方がいいのではないかという意見が出ておりまして、その辺も今後考えていく必要があ

うと思います。

具体的に項目別に骨子をまとめていただいておりますけれども、全体的にはやはりそれぞれの背景について皆さんいろいろとお考えがあって、意見が出てきておりまして、その辺でかなり議論し合ったというようなところがございます。その中で具体的に項目別にこういうようにした方がいいだろうというのが、今のまとめになっております。

施策1の「子育て・子育て支援の充実」ということでは、もちろん子どもを支えるということとは非常に大切なことなわけですが、その関係の中でやはり最近、親育てといえますか、親をどうしていくかということを考えていかなければいけないということで、そういう意見が出まして、その辺に議論がかなり集中しました。そして、そういった重要性をここに盛り込んでいく必要があるのではないかということで出ております。

それから、施策2の「青少年の健全育成」につきましては、これも時代とともにいろいろな媒体があって、例えば今回ここで携帯とかインターネットという言葉が入ってございましたけども、これも日々変わっていくということがありますので、具体的な言葉は抜いてしまっても意味がわかるだろうと。要は、青少年に対して氾濫する有害な情報というのがあるという、そういう表現だけでいいのではないかと、そういうまとめにしようではないかという意見が出ております。

それから、施策3につきましては、「学校教育の充実」ということでは、子どもの教育といえますか、学校での教育というのは、家庭から児童を見る視線と学校から見る視線とやっぱり違うので、その辺を共有することが重要ではないかという意見が出ております。それらの議論がございました。

そして、やはり地域ごとの特性というのがございますので、郷土の歴史だとか文化を学ぶことも非常に重要な問題であるということで指摘を受けて、その辺のことを盛り込むようにしていったらどうかということでございました。

それから、教職員の資質向上に関しましては、研修の機会をいろいろ考えてあると思うのですが、一方通行的な関係ではなくて、やはりそれぞれ自分で意識の向上を図るだとか、あるいはお互いの職員間のコミュニケーションを図っていく必要があるのではないかと。それぞれ能力がありながらコミュニケーションのとれてない関係で、十分能力を発揮できてないというような状況があるのではないかと、そういうことを盛り込んでいく必要があるだろうということで意見が出ておりました。これは第1回目のときの項目でございます。

それから、施策4、これは第2回目に入ってからですが、具体的に内容を見ましたときに、人によって解釈が変わってくると大変だということで、できるだけ表現はシンプルな、基本的な認識ができるような表現にした方がいいのではないかと、ということで意見が出ております。

それから、施策5につきましては、「人権の尊重と恒久平和の実現」ということだったのですが、同和行政の終結ということが目的になっているように読める表現になっておりましたので、その辺は同和問題を解決することによってそれが終結するものだということがわかるようにしていく必要があるのではないかと、というような意見が出ておりました。

それから、暴力や健康の問題ということで、これは女性だけの問題ではないので、できたらそういったことは特筆せずに、性別による権利の妨害ということを重視した表現にした方がいいだろうということで、意見が出ております。

それから、平和の問題では、世界平和ということとはあまりにもテーマといえますか表現が大

き過ぎて、市の問題として考える場合に、世界平和まで結びつけて表現すべきかどうかということがありまして、やっぱり現実の平和の尊さを訴えていくことで、世界平和ということはあまり表現としては入れる必要はないのではないかという意見が出ておりました。

それから、施策6では「多文化共生社会の実現」ということで、外国人を雇用する企業にも協力していただいたら、もっと共生が進むのではないかという意見も出ておりました。実際に企業の対応の仕方というのはいろいろやっぱり、企業によって違うと思うのですけれども、問題があるという現状の話が出ておまして、その辺を盛り込んで企業に協力をしていただけるような表現を入れていく必要があるだろうと。要するに、企業の啓発をやっていく必要があるのではないかというようなことで意見が出ておりました。

以上、具体的にこうした内容で話し合ったわけですが、時間的に私どもの部会は14時から16時という2時間に限定しておまして、大体時間通りに進めていくことを考えました。というのは、やっぱり皆さんそれぞれご都合がございまして、いろいろなことで時間を割いて来ておられますので、時間がずれ込んだということもありましたけど、大体基本的にはこの時間帯で皆さんの意見を出していただいて進めてきたような形でございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

<会長>

ありがとうございました。質疑・意見等につきましては、4部会すべて終わってからまとめて受けたいと思います。続きまして、福祉・安全部会についてお願いいたします。

<委員>

どうもご苦労さまでございます。福祉・安全部会でございます。よろしくお願い申し上げます。お手元の資料1－2をご参照お願いいたします。

部会といたしましては、6月13日と28日の2回開催させていただきました。先ほどもありましたように、全員揃うのは難しゅうございますけども、いろいろと白熱した討議をさせていただきましたので、内容等について説明させていただきます。

まず、審議事項の中で全体でございますけども、やはり今日、社会の無縁化という言葉がよく言われていますが、こういうことは特に高齢者の孤立の問題になってきております。こういう無縁化に対する指摘があり、議論が多くありました。

また、こういう資料につきまして、カタカナ語はできるだけ減らそうという意見が出てまいりました。特に今、ケアマネジャーとかヘルパーというような言葉は一般化しておりますけれども、それ以外はできるだけこういう言葉を使わないことにしようではないかというような意見が出ておりました。

それから、「人とひとが支えあう安心なまち」の中の施策1でございますけども、「健康づくりの推進」の食育における地産地消については、産業分野でも取り上げていることでございますので、これらのことも確認をさせていただきました。

中でもまた、子どもの体力向上についても議論が出てまいりまして、これにつきましては学校教育で中心的に触れられるということを確認しておりますので、これについてもよろしくお願い申し上げます。

施策2の「高齢者福祉の充実」でございますが、本人だけでなく、家族・医療機関・介護施

設などの医療費の状況が一目でわかるような「在宅医療手帳」の重要性について提案がありました。施策に追加することに決定しております。

また、高齢者に対する虐待問題が最近出ておりますけども、これについてもこれらの重要性については十分意見がありました。想定される主な取り組み等を追加することにいたしました。

特に高齢者に出ております、認知症への問題でございますが、これにつきましては正しい理解の普及啓発について、補足意見がありました。

次に、施策3で「障がい者福祉の充実」でございますが、障がいのある人、ない人をことさら区別しないという観点から、施策の目標は「すべての人が」から始まる表現といたしました。

高齢者の問題については、障がい者の家族だけでなく、独居の障がい者自身の高齢化についても配慮した表現をすることといたしました。

次のページでございますが、施策4「地域福祉基盤の充実」でございます。施策のタイトルを「地域福祉の推進」から「地域福祉基盤の充実」という表現にし、地域内の信頼や連携という切り口を盛り込んでいくことといたしました。

施策5の「低所得者福祉の推進」でございますが、この用語の中に、文言でございますけども、いわゆる「税の納付率の向上」という表現がございました。これについては「低所得者からの強制徴収」といった誤解が生じるおそれがありますので、別の表現に変えてはどうかという意見がありました。

施策6の「防火・防災対策の強化」でございますが、原子力発電の対応として、「原発や放射能に関する知識の普及や意識啓発」という文言を入れた方がよいという意見がございました。

施策7で「市民生活の安全性の確保」でございますが、その中でも認知症等の人が消費者被害に遭わないよう、成年後見人の制度に関して記載してはどうかという意見がございました。

以上が私どもの部会の意見でございましたので、よろしくお願い申し上げます。

<会長>

ありがとうございました。続きまして、産業部会についてお願いいたします。

<委員>

産業部会について報告させていただきます。

私たちは、6月16日と7月1日と、2回にわたって会議をさせていただきました。第1日目はかなりご意見をいただきまして、1時間近く会議が延びました。第2回目は時間通りだったと思います。

全体としてご意見をいただいたのは、現行計画の内容は、評価や分析に基づいてもう一度見直した方がいいのではないかとというようなことをいただいております。

それから、施策の後半の方に入っています「関連する主要な計画」は、既存の計画を示すのか、それともこれから計画していくことなのかがわかりにくいので、はっきり表現を変えた方がいいのではないかとという全般的な意見をいただきました。

産業部会では、基本目標3で「地域を支える活力を生むまち」で挙げられている、施策1「地域産業の振興」でかなり時間を取りました。いろいろいただいた内容といたしましては、「地域産業」の「地域」がどの程度の範囲を示すのか、野洲市全体のことをいうのか、それとも各集落によっていろいろな現状がありますけども、それに沿った形になるのかという意見がありま

したので、そこらを考えなければいけないということになっています。

それからまた、大規模量販店と個人商店が共存するのは難しいということで、そのバランスのとり方が重要であるという指摘を受けました。

「地域商業の活性化」といたしましては、新規の起業や新しい商店の立地を促す取り組みや、地域の商店がまとまった商業地域という考え方も必要ではないかという意見をいただきました。

それから、施策2「農林漁業の振興」に関しましては、農業に携わっておられる委員がおられ、特に後継者の問題、それから環境保全など、農業、林業、漁業に共通する課題が多いことを指摘されておりました。そのため、それぞれ別々に表現せず、農林漁業共通の課題として記述した方がいいのではないかという意見をいただきました。

また、地産地消を施策の柱の1つとして位置付けてはどうかという意見をいただきました。

それから、農林漁業やその資源は、農林漁業従事者だけでその地域を守るのは難しいので、市民をはじめとする地域で連携し、地域ぐるみで守っていくという視点を盛り込んでどうかという意見をいただいております。

それから、施策3「地域資源を活かした観光の振興」では、地域の観光資源を名所旧跡だけでなく、文化やスポーツを含めた幅広い人集めという考え方で捉えた方がいいのではないかなという指摘がございました。

現行計画等で、観光客数のデータにつきましては、百何十何万人とかいうふうな、ある程度具体的な数字が挙がってございましたけども、現状に合わせるということはなかなか難しいので、もう幅広くというか、大ざっぱにというか、100万人以上という、そういう幅広い表現でした方がいいのではないかなというような意見をいただきました。

それから、施策4「就労支援と勤労者福祉の充実」について、現行計画の施策目標にある「すべての人が勤労を尊び」という表現は、見直し案では削除されていましたが、それはそのまま継承した方がいいのではないかという意見をいただきました。

職場の人権問題につきましては、採用時の面接試験等で気をつけるという表現になっていすけども、ふだんの職場内でも問題が起きることですので、事業主はもちろんですが、事業主に限定された表現ではなく、全社員という表現の方がいいのではないかという意見をいただきました。

また、市内立地企業における地域での雇用拡大についての意見が出まして、これに関しては、施策1の地域産業の振興で取り扱って、施策4では関連施策として扱ったらどうかという意見をいただきました。

以上でございます。

<会長>

ありがとうございました。続きまして、環境・都市基盤部会ですが、今日は正副部会長がご欠席ですので、事務局からお願いいたします。

<事務局>

環境・都市基盤部会につきましては、本日部会長と副部会長がご欠席ということで、事務局が代わってご報告申し上げます。もし不足等ございましたら、部会委員の方からも後ほどフォローをお願いしたいと思います。

環境・都市基盤部会におきましては、改正後の基本目標4「美しい風土を守り育てるまち」、基本目標5「うるおいとにぎわいのある快適なまち」についてご審議いただいております。第1回部会を6月24日に、第2回を6月30日に開催させていただき、一通り審議が終わった状況でございます。

審議の中で出されました主な意見を紹介させていただきます。まず全体としましては、現行計画の中に書かれております成果指標というのは、改正案の中では一旦抜いているのですが、事業進捗の目安として一定残していくべきではないかといった意見、それから現行の計画の中に各施策の中で「人権・環境の視点、あるいは協働の手法」がそれぞれに記されていますが、この部分も非常に重要な視点で書かれている箇所ということで、見直し案の中で取り込んでいけるものについては取り込んでいった方がいいのではないかという意見をいただき、こうした視点に基づいた審議を進めていただいた状況でございます。

次に、施策別では、まず第1回部会で議論いただきました基本目標4「美しい風土を守り育てるまち」についてです。施策1「ふるさとの景観の保全と創造」で、まず用語の使い方で、例えば市街地景観であるとか、眺望景観であるとか、あるいは景観資源とか、景観に絡んださまざまな用語が出ていたのですが、それらはどう違うのかといった質問等がありまして、いずれも用語としては存在するのですが、一旦整理しようということになりました。また、市街地景観と眺望景観については、それぞれ近景と遠景という形で違いがあるであろうということで、このあたりについて整理して、また位置付けを考えていくということになっております。

それと、野洲駅前の景観で、野洲駅前の表現について、「市の顔」というのがあったのですが、顔というのはそもそもいろいろな表情があるものであり、野洲駅前だけを「市の顔」としてしまおうというのはいかがなものかという意見がございまして、客観的に「市の玄関口」という表現にするということで整理させていただいております。

それから、施策2「地域環境の保全と創造」につきましては、施策の目標において、現在の環境基本計画の中にある文言なのですが、「命の水」や「育む緑」といった文言を追加してはどうかという意見があり、変えております。

また、水環境の部分につきましては、町中のせせらぎであるとか、あるいは内湖の復活というのを加えたらどうかという意見がございまして、緑の保全と創造につきましては、グリーンベルトとしての川の周囲の林、河辺林や街路樹、それから町の中でも最後の緑ともいえる鎮守の森などについて施策対象に加えてはどうかという意見をいただきました。

その中で、特に鎮守の森につきましては、行政単独ではなかなか事業の対象としてなじみにくいということで一旦削除するような提案もさせてもらっていたのですが、市民との協働を前提とすることで施策に位置付けることが可能なのではないかという意見をいただきまして、鎮守の森という言葉も残していく方向で現在整理させていただいております。

それから、施策3「低炭素社会への取組」については基本的には改正素案の中で温室効果ガスの発生を抑制する取り組みというのを中心にまとめさせていただいていたのですが、逆転の発想といいますか、緑を創造することによって既に発生してしまったガスを吸収するというのも効果的な施策ではないかということで、こうした観点からの取り組みというのも積極的に位置付けてはどうかということで、整理をさせていただいております。

それから、施策4「廃棄物の抑制とリサイクルの推進」で、まず新しいクリーンセンターの建設というのを新たな施策として位置付けていますが、その中でさらに余熱の積極的な利用に

ついて盛り込んでどうかという提案をいただいております。

施策5「歴史的遺産の保護・継承」では、現行計画もそうでしたが、改正案でもどちらかというと指定文化財に重点を置いた取り組みが中心となっておりまして、それだけではなく、地域住民が自分たちで再発見や再認識できるような身近な市民の遺産についても、保全・活用することを位置付けていくべきではないかという提案がありました。また、身近な街並や日常の風景も地域遺産、市民遺産として位置付けられるのではないかという意見をいただきました。

続きまして、第2回の部会の方で審議をさせていただきました基本目標5「うるおいとにぎわいのある快適なまち」についてです。

施策1「均衡ある土地利用の推進」におきましては、これも改正案の中ではどちらかというと市街化区域が中心の事業提案をさせていただいていたのですが、調整区域についても無秩序な開発の防止等に触れるべきではないかというような意見をいただきました。あるいは、これは現行計画の中にもありますが、土地が持つ公共性や、土地利用の不可逆性、一旦開発等で用途を変えてしまうと元に戻しにくいといったこと、あるいは地域での環境協定、建設協定等、地域での取り組みにおける地域全体の参加と総意などについて何らかの形で位置付けた方がいいのではないかと意見をいただいております。

それと、現行計画の中に「庭園都市」という記述がありますが、これが改正案の中ではすべて抜けております。しかし、都市計画マスタープランの中にも「庭園都市」というのが位置付けられており、それを前提とした施策体系になっているということもありますので、改正案の中でも一定の位置付けが必要ではないかというご意見をいただいております。

施策2「道路ネットワークの整備」につきましては、道路や街路、あるいは歴史街道について、それぞれの特性に応じた整備を行っていくべきであろうということで、これは部会内で全体の認識が一致しております。

それから、施策3「公共交通の利便性の向上」ですが、公共交通に関しては利便性の向上という視点だけではなくて、市民が利用しやすい、あるいは親しみやすさを感じるといった観点が必要ではないかということ、それから公共交通のターミナルまで例えば自転車で行く、あるいはターミナルから自転車で目的地へ移動するといった、自転車を組み込んだ公共交通体系の整備といった観点も必要ではないかという意見をいただいております。

最後の施策4「快適な居住環境の確保」で、ここでは現行計画で位置付けられていた環境保全については、住環境というテーマからは外れると考え、基本目標4の施策2「地域環境の保全と創造」へ統合させていただいていたのですが、当該施策の中での記述が現行に比べると非常に希薄になっていることもあり、再検証が必要との指摘をいただいております。

そういったことで、修正案について作業させていただいているという状況です。

以上です。

<会長>

ありがとうございました。環境・都市基盤部会につきましては、事務局から報告をいただきましたが、環境・都市基盤部会の委員さんから何か補足等ございますか。

特にございませんようでしたら、以上4部会につきましてご質問・ご意見等を伺いたいのですが、今後第3回の部会で、各部会の内容については最終確認していただくことになりますので、今日は特に部会をまたいだご質問やご意見、それから全体を通してのご質問・ご意見を中

心にお受けしたいと思います。各委員さんからございましたらお願いします。

<委員>

各部会とも幾つか質問があるのですが、順を追って、まず子育て・教育・人権部会に2つぐらい質問があります。

1つは施策3で、「学校教育の充実」というところで、私は福祉・安全部会の方は傍聴させていただいており、いろいろな障がいを持った子どもの教育についてはどういう議論をされたのかなというところが気がかりなのです。障がいにもいろいろあって、身体障がい、知的障がい、それから精神障がいとかありますが、最近よく注目をされているのが発達障がいの子どもたちなのですけれども、野洲市内の小・中学校で約13%の子どもが何らかの発達障がいを持っていたらというところをお聞きしたこともあります。

発達障がいは、障がい者の中でも法的・行政的なケアのすき間に落ちてしまう。「発達障がい」と「障がい」という言葉がついているのだけれども、あるところでは障がい者として扱われ、あるところでは障がい者として扱われないというところがある。福祉部会とリンクする話なのですが、発達障がいを含め障がいを持っている子どもへの教育というところがどんな議論がされたのかということをお聞きしたいということが1点。

それから、2つ目、今までは人口増で子どもが多く、どこの世帯にも子どもがいたというぐらい、何十年か前はそういう時代もあったわけですが、今はかなり小・中学校の子どもがいる世帯そのものが減ってきている。なので、子どもがいる家庭と学校だけで教育する、子どもを支えていく、子育てを支えていくというのでは、かなり小さな世界になってしまうだろう。おそらく地域で支えたり、野洲市全体で子育てを支えたりという形で、開かれた学校教育というのが現実には進みつつあると思っているのですが、そういったことについてどんな議論がされたのかというのが2点目。

それから、施策5「人権の尊重と恒久平和の実現」の1つ目の黒点で、「暴力や健康の問題は、女性だけの問題ではないので、特筆せず」というところをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、女性だけの問題ではない部分と、女性ならではの部分があるのではないかと思います。虐待を受けて、子どもを連れてシェルターに行くといったことは、父親と子どもがそういう目に遭うということはまずありませんよね。母親と子どもが父親なりに暴力を受けてシェルターに逃げ込むというようなことは、これは多分女性だけ。もちろん、暴力や健康は女性だけの問題ではないですよ。ただ、被害をこうむる、暴力を受ける、窮地に立たされるのは女性側という問題は必ずあるのではないかと思います、その辺をどのように議論されたのかというのが1点。

4つ目は、世界平和なのですけれども、一自治体が世界平和を言っても無理なことだというのは違って、一つ一つの自治体が世界平和を唱えることで世界平和は成り立つのではないかなという気もいたしまして、世界平和を高らかに謳い上げてもらっているのではないかなという意見を持っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

<事務局>

事務局から説明をさせていただくということでよろしいですか。

学校教育の中で、例えば発達障がいの問題、これは最近大きな問題になってきていると思います。現在、これは市の教育振興基本計画の中で、学校教育の中での重要な取り組みとして、特別支援教育であるとか、あるいは不登校の問題等を重点施策として取り上げています。学校教育の中ではそういった部分で議論をさせていただいて、発達障がいについてもその中で捉えていくということで議論をいただいております。福祉ともリンクさせていく必要があると思いますが、福祉では障がい者全体を捉える表現にとどまっており、発達障がいという文言は入っていません。それについては、今後担当課とも相談し、修正案の中に盛り込むかどうか、考えていきたいと思っております。

それと、子ども世帯と学校だけの関係ではなくて、開かれた学校教育という話をいただいたと思うのですが、これにつきましても地域ぐるみで子育てをしていくという観点、あるいは学校と保護者だけではなく、学校と地域との連携による子育てという観点からも、一定の議論はいただいたと認識しております。

それと、女性の暴力被害の部分につきましては、これはもともと男女共同参画の施策のところで、特に女性を中心とした表現になっていたのですが、総合計画の中に、男女共同参画で女性だけに特化した施策を提案していくのはどうかということもあり、大きな方向性として男女の権利を保護していくということだけにとどめたらどうかということで、女性に特化した問題が全くないという意味で書いているのではありません。一回り大きな視点からの表現に訂正させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、世界平和について、これは世界平和を否定しているわけではなくて、現行の改正案が、どちらかといえば世界平和を主に置いたような表現になっていたものですから、世界平和を消してしまうとか否定するというのではなくて、地域の平和というのに視点を移して、そこから世界平和をめざしていくというような積み上げにしていって方がいいのではないかなという議論の中で、こういった意見が出ていたということです。

以上です。

<会長>

発達障がいに関しましては、特別支援教育とか、他市に比べると実際に動いている部分があると思いますが、今後課題になるのは、小学校卒業以降の対応。中学・高校とか、青年期以降どういうふうにもうまく継続しながら、就労をふくめて社会に巣立っていく支援をしていくかというところに広げていく段階に入っています。

事務局の説明では教育振興基本計画の話がありましたが、障がい者福祉に関する計画の方も動いています。そうした個別の計画レベルでのリンクであるとか、もちろん総合計画の中でもリンクを貼って、全体としてどう社会の中で支援していくのかというところにつながるように、まとめていく必要があると思います。

<委員>

概ね了解しましたが、付け加えて言いたかったことのいくつかは会長が仰ってくださったので、それはもうよいのですが、女性だけの問題のところでは1つだけコメントを加えさせていただきたいと思います。

これは男女平等に限らないのですけれども、男女平等にしていますということが、結果とし

て平等になってないことを容認してしまうということがままあるのです。何を言っているかという、例えばこういう委員会もそうですね。委員になりたい人を公募しますよ、なってくださいと言ったときに、圧倒的に男性になりますね。ずっとそのままならば、ずっと男性しか委員にならないという結果になったりするわけです。なので、男女の平等を結果として平等にしようと思うと、機会の平等だけでは結果としての平等になかなか行き着かないというのが、現実には世の中ではよく起こっています。

男女共同参画の中では、それを改善する手だて、考え方として、ポジティブアクションというのをお聞きになられた方も多いと思います。例えば、国会議員の数は4割を女性から、最低でも男女比率は6：4ぐらいにしなければいけないというようなことを決めてしまうというものです。実際そうしている国もあるようです。ですから、結果の平等が伴わなければ現実としての平等が成り立たないということが、世の中にあるわけです。

総合計画なので男女を等しく、もちろんそれは表現していただいているのですが、それだけにとどまったのでは現実としての男女平等、男女共同参画というのには踏み込んでいけないということになりますので、やはりそういったところに、これは男女問題だけではなくて、あらゆる人権についてはそういうところがあると思いますけれども、結果の平等につながるような、そういう視点を、どの人権問題についてもやっぱり一歩踏み込んでいただく視点が要るかなということを感じておりますので、つけ加えさせていただきたいと思います。

<委員>

今のご意見なのですが、私は老人クラブの会長をしていますけれども、去年から男女を5割ずつ参画させるという形にしています。今、野洲市は割合そういう考え方をしています。野洲市は5割と5割で会議運営しています。そういう形に変えていっています。人生の集大成である我々の集団の組織がそのような考えで進んでいます。これだけはひとつご理解いただきたい。野洲市老人クラブはそうっており、県会にも訴えています。それでなかったらだめなのです。それを現実にはしていますから、そういうことだけは皆さんにも知っていただけたらいいと思いますので、お願いしておきます。

以上でございます。

<会長>

ありがとうございます。その他、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

<委員>

つたない質問で申しわけないですが、子育て・教育・人権部会の施策3のところ、たしか昨年、教育委員会の主管として、今後5年間の教育のあり方を討論されて、たしか冊子で出ているだろうと思うのですが、それが反映されたのかということが1つ。教育委員会が主管してやった教育のあり方について反映されているのか。同一步調で取り組まないと、あれはあれ、これはこれでは具合が悪いと思って質問しているのです。それが1つ。

それから、同じ子育て・教育・人権部会の最後の、「人権の尊重と恒久平和」の問題についてですけれども、そこで最後のところで、「平和の尊さを共有し、その実現を願う」ということなのですけれども、日本の憲法の平和の中で一番やっぱり大事なものは、9条の問題、それから11条

の人権の問題です。この2つの柱を十分我々は知っておかないと、よく横道にそれてしまうのですね。その憲法9条の平和の問題、11条の人権の問題が討議されたのかということが、2つ目の質問です。

それから、3つ目の質問は、産業部会の方なのですが、産業部会の施策2で「農林漁業の振興」とありますが、なかなか魅力ある農業、いわゆる農だけで食っていけない現実があるわけです。その裏側に施策4の就労支援があるわけです。若者がほとんど就労できない現状がある。この2つの問題について、どのように考えておられたのか。これがリンクしないといけない。農業に魅力を持たせるということと、就労ができるという社会情勢をつくっていかねばならないという問題について、どのように議論されたのか、この3つを質問したいのです。

以上です。

<事務局>

最初の話は教育振興基本計画のことですね。基本的には内容的に整合するような形でやっていますけども、いわゆる教育基本計画の方がより具体的な内容になってきますので、それと方向性を合わすような形で改正案の方は作成しております。

それと、平和の部分につきましては、9条の部分、戦争の部分につきまして、最初は戦争体験を語り伝えるという文言だけで抑えた部分もあったのですが、それを語り伝えるだけではないという話になりましたので、その辺の文言を整理しまして、例えば戦争の悲惨さ、これも日本が体験した戦争だけではなくて、世界規模でのいろいろなところで起こっている戦争というものをきちんと記録を残して伝えていく。要は、戦争にかかわった人たちだけの問題ではなくて、戦争を体験していない人間にとっての問題でもあるという視点で整理しようかと、部会のご意見をもらって事務局の方では考えています。

それと、人権の部分につきましても、人権がきちんと守られるということが平和の前提であるというような認識で議論はいただいたと認識をしております。

それと、産業の方もよろしいですか。農村、漁業のところにつきましても、最初は農業とか、例えば林業、漁業というようにそれぞれに分けた内容にしていたのですが、そうではなくて、農業も林業も漁業もすべてについて共通した認識として、例えば後継者の問題だとか担い手の問題、これが一番大きな問題であるというのをまず意見としていただきまして、そういった視点でもう一度整理をし直しています。それから、それが就労につながっていかないといけないということで、例えば子どものころからいわゆる農業とか林業、漁業に対する職業体験なども含めたらどうかということで、就労支援の項目では具体的に農林漁業という言葉を使っていませんけれども、中学校ぐらいからの職業体験というのを盛り込んでいこうということは議論としては出ておりました。

<会長>

その他、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

<委員>

今日、資料1－1の施策5で「同和問題については、同和行政の終結が自己目的化するよう

な表現ではなく」云々と書かれています。それで、資料2の13ページ、この文言は今後また修正というのか検討されるということですね。資料2の13ページも検討してよろしいでしょうか。重ね合わせて読んでいたのです。

<委員>

よろしいですか。この資料1-1の1ページの施策5だけではわかりませんので、資料2の13ページの上から3番目「同和問題の解決」というところがございます。これを照らし合わせながら見させてもらっていたのです。

その中で、例えば同和問題の解決で「普遍的な基本的人権の尊重」とありますが、ここでなぜわざわざ「普遍的な」と言わなければならないのかなと思ひまして。基本的人権というのは普遍的なものもないのです。普遍的でない人権があるのかなとふと思ったりしました。

そういった視点から、残された同和問題の解決について、「課題の解決や啓発を進めるとともに」や「速やかな同和行政の終結をめざし、同和行政を必要としない地域社会の実現に取り組みます」とあります。何十年先の結論だろうかというようなことが出てくるのです。ここだけえらい焦っているなと思ひまして。

私も人権啓発に取り組んでいますけども、部落差別の根深さというのはひしひしと感じております。「速やかな同和行政の終結」は目指したいのですが、どこかの政治的スローガンかと思うようなことがここへ載ったとき、市民の皆様が読まれますと、これは大変な誤解を招くのかなと思ひます。もしこの文言が通るのなら、すべての問題をそれで片づけてくださいと言いたくなるほどです。そんな簡単な問題ではございませんので、資料2の13ページ③「同和問題の解決」にこだわりました。

差別を早くなくしたいという、その気持ちはわかりますけれども、こういった文言がすらすらと出てくることにあれ、と思ひてしまったのです。ですから、「普遍的な」ということと同時に、それは速やかな同和行政の終結を目指したいですけども、現実にはそうはなかなか進まないというのが現状です。そのこともひとつ、もう一度お互いに考えていかないといけないことかと思ひます。

それから、先ほど男女共同参画ということがございました。私も男女共同参画については、委員とご一緒にいろいろやらせてもらっている部分がございます。政府がやる、あるいは行政が取り組む男女共同参画について、数字的には先ほど男女の比率が6対4とかいろいろおっしゃっています。行政的には人数を把握、そういった対比はできるかと思ひます。しかし、地域社会並びに職場、実は大事な職場におきましてはまだまだ、そう簡単には男女共同参画とならない部分がまだまだございますので、ではその辺の取り組みはどうなるのだということもございます。

そして、もちろん地域もございます。先ほど、委員から老人会はそのような、女性と男性が五分五分で取り組むというご意見がございました。私はふれあいサロンの取り組みをしていますが、9割方は女性の参加です。男性の参加はほとんどない。このようにそれぞれの取り組みによって違ってくるかと思ひます。できれば五分五分でお互いにやっていけたらいいなと思ひます。

男女共同参画につきましては、男女共同参画のことだけを見ていると、なかなか対等に参画しづらい部分があります。それはどういうことかといひますと、やはり女性はまだまだ差別

的な状況に置かれています。女性差別の問題はなかなか出てきていないようですけれども、女性が差別されている状況、そのことを解決していくということもやはり大事な視点かと思います。そのことを抜きにして男女共同参画だけを申し上げても、それは数合わせにしかすぎません。それもこれからの検討課題かなと思います。

以上です。

<事務局>

まず1点目、同和問題の解決のところについてなのですが、これは実は総合計画のためにつくった文言ではなくて、この3月に答申があった同和問題基本計画の中に位置付けられている文章から抜き出しているのです。当初はもっと部分的に抜き出しており、「速やかな同和行政の終結をめざし」から始まる文書になっていたのも、それではあまりにも拙速であろうということで、それが目的ではなくて、むしろ残された課題を解決していかなければならないという部分の追加をさせていただいています。

ただ、これでもまだ簡潔すぎる部分があるので、それについてはさらにご意見があるのであれば、まだ検討の余地があるのかなとは思いますが、ここにお示しをしているのは、一旦は部会の意見を反映させた内容になっているということでご理解いただきたいと思います。

男女共同参画につきましては、男女共同参画という項目としての文言はこれだけになっていますが、これはほかの部分とかなりリンクしてきます。例えば子育てや、職場での取り組みにつきましては、就労の部分等でも男女共同参画の概念を頭出ししておりますので、それぞれの切り口から男女共同参画を語ることによって、すべてかどうかはわかりませんが、一定のフォローはできているかとは思っております。

以上です。

<委員>

関連して、資料2について、気になるところがあります。

資料2の13ページです。④のところで、男女共同参画で、先ほどの私の発言のところでもろにここに出ているわけなのですが、④の男女共同参画の本文の2行目ですね。「公平に参画する機会が保障され」と書かれており、それはそれで重要なのですが、機会が保障されるだけでは、男女共同参画の結果は保障されないのではないかと。では、機会の保障は要らないのかというとそうではなくて、機会の保障は要るのだけれども、これだけでは結果の平等という共同参画の実現というところにはなかなか行き着かないということになります。機会が保障されたらそれで総合計画としていいかというと、私はそうではないという意見を持っておりますので、また議論をしていただけたらなと思っております。

それと、福祉・安全部会の2ページ目になりますけれども、施策5「低所得者福祉の推進」というところがあります。低所得者なので、ここには恐らく就労支援の話が出てくるのではないかと思います。それから、産業部会の施策2「農林漁業の振興」で、後継者の問題はかなり主題として取り上げるべきだという議論を私は傍聴していました。産業部会の方は傍聴していましたが、かなり主なテーマとして挙げられていたので、ここも就労支援にかかわるかなと思いました。同じ産業部会の施策4では、「就労支援」という文言が前面に出てきているので、リンクさせて議論を深めると、立体的、有機的につながってくるのではないかと感じました。これ

が2点目。

そして3つ目、産業部会の施策3「地域資源を活かした観光の振興」と書いてあります。

地域資源というのは観光資源とイコールではないですよ。地域資源というのはたくさんあるのです。いろいろな資源があるのですけども、観光資源とは何だといったら、それは観光に使うから観光資源になるのです。なので、地域資源というのは観光に使うか使わないかは別にして、幅広くあるわけです。

例えば、この図書館は観光資源ではありません。地域資源ですが、観光資源に使おうと思ったら、その時点から観光資源になるわけですね。そういう意味で観光の振興というときに従来型の観光という、かなり狭い意味での観光といいますかね、土日どこか1泊2日で旅行に行って、見物して、おいしいものを食べて帰ってくるというような、そういう定型的な型にはまった観光ではなく、多様化していると思うのです。

体験型であったり、学習型であったり、かなり多様化しておりますので、従来型の観光をもう少し広くとらえるか、あるいはここで議論をしていただいて、文化やスポーツも含むのではないかという議論をしていただいて、観光そのものを広くとらえるか、あるいは旧来型の観光にプラス、例えば文化やスポーツといったものをつけていくかという形で、その辺をさらに議論していただいて、地域資源の活かし方というのをもう少し深めていただけると、リンクするところもあるのです。

環境・都市基盤部会の基本目標4の施策5「歴史的遺産の保護・継承」とあります。指定文化財だけではなくて、市民が発掘して市民が発見する資源である市民遺産は同時に地域資源でもあると思うのです。こうしたところにリンクができれば、有機的につながっているということになりますので、これは複雑化するのですけれども、好ましいことだと私は思います。

ですので、ぜひ観光そのものを広い意味で取るのか、あるいは観光の意味自体は従来型でも、多様化している観光の実態を踏まえて、もう少し広くとらえる、文化やスポーツを含めるか、その辺をさらに議論を深めていただけるとおもしろいものになるのではないかなと思いました。

以上、3点でございます。

<委員>

後継者問題については、最重点課題として、激論に近いぐらいの議論になりました。当初は、後継者問題は後ろの方に出ていたのですけれども、これは最初に取り上げてこないといけないと皆さん感じておられました。

農業一つをとっても、各個人が広く農業をするより法人化するよう誘導しなければならないということもあります。しかし、兼業農家についてもまた考えなければならないので、農家ごとの考え方を尊重しようという考え方でまとめてはどうかという形にさせていただきました。

林業に関しても漁業に関しても、産業部会の委員の中であまり詳しい者というのか、現状を把握している者が少ないというよりはいなかったもので、把握しづらい、意見が出しにくいというのがありましたけども、どうもはたからいろいろな話を見たり聞いたりしたところ、林業はほとんどもう野洲市では携わっておられないのではないかと。森林組合が2つ残っているぐらい。それもあまり積極的な活動はしていない。その現状の下、それを無理矢理振興していいのかという意見もありました。

それよりは、間伐材利用など、催し物というのかレジャー関係というのか、そういうのにも

引っかけていった形の振興施策もどうかという意見が出ておりましたけれども、なかなか現状を知らない者が多かったもので、絞り切れてないというのが現状でございます。

3回目、4回目の部会で、結果的にどのような文章にまとまるのかというのが、ある意味楽しみだという感じを抱いております。あと補足説明、よろしくお願いします。

<会長>

今おっしゃられていた農林漁業のリンクを考えると、むしろ地域だけでなく、市民や団体・企業とも連携しながら、重要な環境資源・観光資源としての農林漁業空間をどのように保全していくのか、という視点でのつなぎ合わせが重要だし、現実的なつなぎ方として検討すべきです。

それはさらに、エコツーリズムのような環境観光の形ともつながっていく流れで、実際ありえますし、野洲はそれを売りにしていくだけの潜在力がある、非常に重要な施策になりうと思います。

ただ、委員さんがおっしゃっていた、一次産業の後継者の部分と、就労支援や低所得者福祉の施策とのつなぎ合わせというのは、単純にはいかないと思います。やはり職業選択上のマッチングであるとか、技術的な部分だけでなくどのような支援をしていくのか。もちろん、どのように生業として、生活の基盤として成り立たせていくのかということが前提となりますので。

<事務局>

ほとんど話していただきましたが、農林漁業の振興のところで、農林漁業という切り口から見たときには、担い手とかあるいは後継者問題、就労問題だけではなくて、例えば農地を守っていくという観点で見た場合には、だれが守っていくのか、専業農家だけで守れるのか、あるいは地域の協力を得るのかで、たまたま農地を持っているからというので兼業でされている方も巻き込んで守っていくのかと、いろいろな観点があるので、必ずしも就労あるいは後継者という部分だけを強調して書くというのは無理かと思います。ただ、その面に関して言えば、リンクとして就労の部分で農林漁業体験を入れていく、あるいは観光の部分で農林漁業と提携をしていくというイメージも若干触れられているかなと思いますので、そういったリンクの中で方向づけをしていければと思います。

それと、低所得者の就労のお話もあったのですが、これにつきましても低所得者の福祉の推進というところで、こちら最初事務局でまとめた内容というのは、どちらかというと生活保護受給者という観点に軸足を置いたような内容になっていたのですが、必ずしも生活保護を受けている人だけが低所得者ではない。就労しているのだけれども、生活保護よりも安い給料しかもらえていないといった問題もあるという話がありましたので、低所得者全般を捉えるという視点に変えた上で、その中で、それぞれの状況に応じた就労支援をしていくという内容でまとめさせていただいているつもりです。

それと、今市役所の方でもパーソナルサポート事業というのを、ちょうど今年から取り組んでいるところでありましたので、パーソナルサポートという言葉は使っていませんけれども、そういった概念も含めた整理をさせていただいています。

以上です。

<委員>

ありがとうございます。あらましが見えてきたような気がいたします。特に私は産業部会の農林漁業の振興はとても楽しみにしてしまして、どういう展開、内容になっていくかなということは多くの委員同様楽しみにしています。

また、単純なリンクができないというのは、それは私もとてもよくわかります。なぜリンクについてここで意見を申し上げたかという、農林漁業の後継者ということを考えたときに、どの範囲で後継者というものをイメージしているか、その前提で大分変わってくると思うのです。それは開かれた農林漁業かどうかというところとつながってくるのですけれども、後継者を血族、親族の中でどう育成していくかということと、野洲市民の中から広く、後継者はいないのかと見ていくのか、いや、野洲市内外から後継者を求めるのかというところで、どの立場に立ってその後継者というものをとらえていくかによって、随分変わってくるのではないかなと思ひまして。

仕事がなく困っている、あるいは低所得で困っているという人たちがすぐそのまま農林漁業の後継者になるとは私も思っていないんですが、一方で後継者がいない状態のところがあるならば、農林漁業の事業そのものも開かれた取り組みになっていただきたいのと同時に、その後継者もできれば広く捉えていただいているのかなというところが気がかりだったもので、リンクに広がりを見せて申し上げたというところでございます。

それと、2つ目でパーソナルサポートサービスの話が出まして、これは国からの補助か何かで、単年度事業のように聞いておりましたけれども、聞くところによると、国からの補助が切れた後も野洲市は継続して実施するという意思もあるようにお聞きしております。このパーソナルサポートサービスは従来の役所の縦割りをかなり打破する性格を持っておりますので、単純なリンクを貼りましたけども、そのあたりでぜひ、パーソナルサポートサービスを活かしていただいたらいいのではないかなと思ったりもしております。

<事務局>

農林漁業につきましては、資料2の37ページなのですが、一番下の【想定される主な取り組み】の1つ目の黒点でも、文言だけの話かもしれませんが、「市民に開かれた農林漁業の展開と新規就業者や後継者の育成」ということで、そういった概念を入れさせていただいているのと、あと求人と就労希望者のマッチングにつきましても、一応、就労支援と勤労者福祉の充実の中で、基本認識の中でそういったイメージというのを取り込みをさせていただいておりますので、つけ加えさせていただきます。

<会長>

その他、いかがでしょうか。

<委員>

産業部会の施策3の「地域資源を活かした観光の振興」というところで、私の思いがあるのですが、ここに外国の観光客の取り込みというのを1つ考えていただきたいなと思うのです。

外国から来られる観光客といってもいろいろな分野がありまして、最近京都の人間は裕福な中国人の取り込みばかり考えているようですけれども、私が思う外国人観光客というのは主に

2つです。1つは欧米から来る個人客、それと東南アジアから来る若者の2点です。

この2点に共通して、野洲がまず供給しなければならないというか、まずできるであろうというのは、安価で良質な宿泊施設なのです。例えば欧米の個人客の方ですと、非常に日本的なものを好まれて、かつ日本の独特の文化というのを、どうも見ている限りでは日本人よりも、せっかく来たのだから見て帰りたいみたいなどころがあるようで、例えば私が帰宅時に電車に乗っていると、姫路から京都まで新快速に大量に外国人が乗っているのですけれども、みんな姫路城のパンレットを持っているのですよね。みんな京都に泊まっていて、姫路城を観察しに行っている。

それから、例えば伊賀上野の忍者屋敷なんかも外国人は大好きみたいで、そういうツアーがあつたりするわけですが、野洲というのは非常に交通至便で、例えば京都市内にもすぐ行けるという利点がありますので、外国人観光客、特に欧米の個人客さんからすれば日本的な文化、例えば地域の祭り、例えばもちつきであるとか田植えだとか稲刈りだとか、そういう体験もできつつ、いろいろなところを楽しみ、例えば彦根城であるとか伊賀の忍者屋敷だとか、そういうところにもすぐ行けるといった、そんなメリットを活かして外国人観光客を呼ぶという手がないかなと。

もう一つ、東南アジアの若い客というのは、単純に安価で良質な宿というのを提供すればおそらくついてくるだろうと。例えば、非常に言い方は悪いですが、天王寺の駅の近くのいわゆるドヤ街というところの宿泊施設に、実は最近東南アジアの観光客が非常に多いのですけれども、それはただ単に安いからなのですね。日本人からすると「なんで」と思うようなのも、別に東南アジアの方は潜在意識がありませんから、安いということで泊まっているわけですね。ですから、野洲でももしそういうものが供給できるのであれば、きっと利便性という面で呼ぶことができるであろうと思うのです。

今すぐに取り組むのはなかなか難しいかもしれませんが、将来の施策として、観光の振興の一つとしてそういう外国人観光客を呼ぶための施策、そしてそこで野洲というもの、あるいは野洲の文化であるとか自然であるとか日本的なものを理解してもらえる、そういう機会をつくってもらおうというのをぜひぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

<事務局>

部会審議みたいになってきましたけれど、外国人の取り込みにつきましては一定イメージを位置付けておまして、今お配りしました資料2の40ページですね。その上の【想定される主な取り組み】の3つ目の項目「日本家屋での生活や、伝統産業などの見学・体験を観光資源と位置付けた、新たな顧客層の獲得」の「新たな顧客層」の中に、もともとの案では「外国人などの」という言葉を入れていました。今はそれを外国人には特定をしないということで消してはいるのですけれども、この部分で、新たな外国人観光客の取り込みという意味合いを持たせています。

<会長>

第3回の各部会では、各部会の中の意見だけでなく、他部会からの意見等も含めて、最終的に詰めていただこうと思っています。

今回どこまで具体的に踏み込めるかは別として、忌憚なくご意見をいただいて、今後の様々な展開もふくめ、活用していければと思っております。よろしくお願いします。

<委員>

今、外国の方ということでしたけど、野洲には古くからある文化・伝統、いろいろなものがごございますね。それを野洲市民が、どこかで一泊しながらでも学習していけるようなものがあればよいのではないかと思います。今高齢者、65 歳以上が 19.9%くらいになっています。60 歳以上でしたらもっと高齢の方々がたくさんおられます。高齢者の健康、元気、あるいはその他もろもろのいいところを取り入れようと思うと、みんなで野洲のまちを歩いてみようよということも一つの高齢者の元気のもとかな。高齢者だけに限りませんけれども、野洲の文化を知る。そして、ともに語り合う。ともに泊まり、ともに一杯飲んで。

<会長>

高齢者の方々が増えてきていращやるというのと、ただ、リタイアしても変わらずお元気に、今いろいろな市民活動とかでも活躍していращやる。野洲をフィールドとして様々な市民活動が非常に盛んに行われているというのは、野洲にとっての強みだと思います。

そういった部分に対する、これからの支援とか連携、基本目標の6などにも関わってくる内容です。市民活動とか、さらにはコミュニティビジネスとか、これから増えていく高齢者層がさらに地域の中で活躍できる場面を考えていくというのは、そしてそれらを産業部会とか福祉部会、第6章も含めて盛り込んでいくことは、野洲というフィールドにおいてできることのひとつだと思います。

<事務局>

今も観光の面という切り口でいただいたご意見だと思うのですが、例えば観光の面ですべてを取り入れるとしてしまうと、計画のそれぞれのところに繰り返し同じ内容を入れるという話になりまして、これはまさにリンクの話で、お配りした53ページで、例えば観光の面では、市外からの観光客というのをある程度前提とした話になっているのですが、その一方で、53ページでは歴史文化遺産の保護・継承のところで、一番下の②、「身近な市民遺産の再発見と保全」というところでは、例えば自分たちのまちの市民遺産を再発見をしていきたいと思います、そして一番下のところで「観光・商業施策と連携した、地域の魅力の発信」をしていきたいと思いますというようなことで、一定、観光とのリンクをさせていただいています。

あるいは、ぶらぶらと歩いて楽しいまちというイメージという意味では、60ページ、道路ネットワークの整備の一番上のところなのですが、「楽しみながら徒歩移動できる道路空間の創出」というところに、例えば景観であるとか歴史文化遺産の保全であるとか観光とか、そういった部分とのリンクというのをイメージしてこの一文が書かれているということで、個別の施策の中ですべてを盛り込もうというのではなくて、今回の見直しの中ではそれぞれどこに関連づけていくかという視点でまとめていただけたらと。

あと個別の部分については、また3回目の部会の中で、今日いただいた意見を含めて、また議論させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

<会長>

あと、いかがでしょうか。お願いします。

<委員>

福祉・安全部会の２ページ目の施策６にかかわるのですが、「防火・防災対策の強化」というところです。後ほど市民懇談会の報告もあるので、そこにも関連するのですが、フライングになるかもしれないのですが、市民懇談会で野洲のところにも出席をいたしまして、私ではない方のご意見で出ていて、確かにと思ったのですが、大震災が今年ありましたね。３・１１ですけれども。その野洲学区の方のおっしゃったのは、「これだけの震災が起こった年に行う総合計画の見直しなので、それなりの内容・視点を盛り込んでほしい」ということをおっしゃっておられました。

それはかなりソフト面のことをおっしゃっていました。震災なり災害が起こったときに地域力を発揮しようとするならば、平時、何もないときから精神的な市民のつながりが大事ですよと。ですから、そういうものを市民がお互いに支え合うというか、そういう仕組みを何か出してもらって総合計画であってほしいねということがありまして、この「防火・防災対策の強化」というところに、総合計画全体の協働の取り組みというところで、それは考え方としては非常に一致しているのですけれども、今この「防火・防災対策の強化」というところに大きくかわるかなと思ひまして、ぜひそこを盛り込んで考えていただけたらと思います。

関連なのですが、原子力発電の対応をここで考えましょう、という意見には大いに私も賛成でございます。それと同時に、これが想定内なのか想定外なのか、わかりませんが、今回福島県とか東北の震災で津波の被害があまりに大き過ぎて、そちらにマスコミが取り上げるのが集中しているのですけれども、内陸部で実はダムの決壊も起こっているのですね。それで、野洲川のダムが決壊するかどうかというのは想定内なのか想定外なのかともかくとして、野洲川はもう整備されましたので、もう洪水はないだろうという考えが、ダムが決壊する、しないは別として、それ以外の河川が冠水したりもしますので、もっと大規模な水害というのも場合によっては想定しないといけないのではないかとこのことを考えたりもしておりますので、原子力発電の対応に加えて、そういった広く防災をさらに考えていただけたらありがたいかなと思っています。

<会長>

地域力や地域のつながりは、非常に重要な観点ですし、またそれは防災に限った話ではありません。

但し、旧来からの集落や自治会のような関係性だけでいいのかというと、もう少し広域というか、例えば学区で活動していらっしゃる人や市域全体で関わっていらっしゃる人もいるし、地域の関係性というのはもっと重層的になっていると思います。内容によっては、それらの面でも、フレキシブルに対応できることが必要になります。その辺は６章のところでもあわせてご議論いただければと思います。

連携の仕方といっても、行政と市民というだけではなく、また、地域の中でのかかわり方も、自治会・集落や学区・旧村をふくめ様々な関係性・重層性をふまえた議論が必要だと思います。

<委員>

会長が補足していただいたことには、全くの賛成でございます。それで、私は環境・都市基盤部会に所属しておりまして、そこでは発言させていただきましたので、その資料に出ております。資料の1－4の環境・都市基盤部会の審議事項の全体というところの2つ目の黒点なのですけれども、現行の総合計画は項目ごとに「人権・環境の視点と協働の手法」ということでコメントを入れていらっしゃるのですね。これは大変苦勞されて、統一してそういう表記の仕方、一貫性といいますか通底した考え方、手法なり見方を徹底していらっしゃるということで、私は、第1次総合計画を策定された方々に敬意を表して、これはそのまま置いていても悪くはないなと思っています。

だけど、シンプル化するという一つの方向性があるようですので、ざっくりと切られてしまっているのですね。この中で「人権・環境の視点と協働の手法」というものの中で、まさに会長がおっしゃってくださったとおり、行政と市民との関係性での協働だけではなくて、当然市民と市民、それから転入されてきた市民と旧からの市民、いろいろな協働の手法があると思うのですね。あるいは、自治会と市民団体との協働とか、企業と市民団体の協働とか、いろいろな有機的なつながりを描けるのではないかなと思ひまして。

ですから、この削除された分ですね。まとまった形で、第6章で協働の取り組みを強化されるということです。基本目標6「市民と行政がともにつくるまち」なのですが、もう少し多元化して、まさに市民と行政という二元的な視点ではなくて、表題はこれで仕方ないかもしれませんが、内容としてはもう少し多元的な、有機的なつくり方で考えて、深みを出していただけるといいかなと思ったりします。

<会長>

その他、いかがでしょうか。また引き続き、各部会の第3回でご議論いただけますし、改めて子細に中身をご確認いただいて、次の各部会に臨んでいただきたいと思います。特にございませんようでしたら次の議題に参りたいと思います。

②市民懇談会開催結果について

<会長>

次の報告事項、市民懇談会開催結果につきまして、事務局からお願いいたします。

<事務局>

報告事項の2点目ということで、6月18日から26日にかけて各地域で開催させていただきました市民懇談会の結果概要について報告をさせていただきます。

時間の方も押しておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

今回お手元にお配りさせていただいた資料は、あえて編集していません。その場に出てきた意見を、プラスの意見あるいはマイナスの意見、要望とか提案、魅力の部分、いろいろな意見が出たのですが、それをあえて仕分けしない生のままのデータを出させていただいておりますので、本日はあくまでも報告、こういう意見が出たという情報共有ということでお願いをしたいと思います。

今回の市民懇談会の目標なのですけれども、まず総合計画というものについて認識をしても

らうこと、なぜ今改定をしているのかということについて理解をしていただくということと、それぞれの地域、学区の魅力について再認識をしてもらって、それらを守り伝える、あるいはまちづくりに生かせるような取り組みについて意見交換をしてもらおうということで、車座で開催をさせていただいております。

それぞれの会場の参加状況につきましては資料3のとおりで、野洲地域7名、北野13名、三上9名、祇王25名、篠原15名、中里9名、兵主7名という状況でございました。

それぞれ各学区によって特徴的な取り組み等もございまして、特に祇王学区、篠原学区につきましては、自治会からも積極的に参加をいただいたということで、参加者も多い人数となりました。

2ページ以降ですけれども、市全体に対する意見を簡単にまとめさせてもらったのと、それから3ページ目以降がそれぞれの地域で出た意見をまとめさせてもらっています。

まず、野洲市全体として、全学区でどんな意見が出ていたか。これも本当に簡単にまとめているのですけれども、市全体としてはやはり「三上山、野洲川、琵琶湖といった連なる自然」、あるいは「蛍をいまだに見ることができる中ノ池川とか家棟川」といった魅力、それから協働の視点で市民活動が盛んに行われていること、また視点の違うところでは、先ほども話題に出ていましたけど、特別支援教育などを熱心に行っていまして、「障がいのある子どもを安心して育てることができる」というようなことも意見として出ておりました。

これらを守り育てていくために必要なこと、不安なことという部分で、「三上山の登山道等を整備して、多くの人がハイキングを楽しむことができるようにしたい」、あるいは「景観の保全に気をつけていく」、あるいは「子どもの安全確保」、「火事とか災害への対応を考えた道路の整備」、「市民団体とかサークルに関する情報を整理して、市民が活動に参加しやすくする」、「団体が活動しやすい環境を整える」、あるいはもっと根本的なところで、「人材の育成」という視点で考えていくべきではないかといった意見が出ておりました。

続きまして、3ページ以降、それぞれの学区で出た内容でございますけれども、今回、肯定的な意見、批判的な意見、各学区の意見とか、市全体の意見、あるいは魅力の部分とか提案の部分など織り交ぜて出てきているのですが、今回は、入り混じった状態でとりあえずまとめています。今後、ホームページとかでアップしていくときにはもう少し整理をした状態にしていきたいと思いますけれども、今回は直に出たその意見をもとに、主な部分をお伝えしていきたいと思います。

野洲学区につきましては、6月26日、日曜日の午後開催させていただきまして、7名の参加をいただきました。出てきた意見の大きなテーマとしては、「景観・自然」という部分と「歴史」、それから「その他」という部分に大きく分けられると思います。

野洲学区の魅力についての意見としては、例えば駅の近くで蛍が見られるなど、結構、市街化区域の中にも自然が残っているという部分とか、あるいは祇王井川で例えば石造りの護岸が今でも残っている、あるいは街道筋にいろいろな文化財が残っているといったことが話題になっておりました。

これらを守り育てていく、あるいはまちづくりに活用していくための課題につきましては、例えば祇王井川の整備・保全、朝鮮人街道とか中山道といった歴史街道が通っておりますので、こういった資源を生かしていく、保全をしていく、あるいはこれらを使って点在する文化財を線でつなぐという意見がありました。

それから、子どもたちが楽しめるような祭りとかイベントを開催してはどうかという意見。あるいは先ほど委員からもありましたように、特徴的な意見としては、「講」、例えば皆さん「伊勢講」とかご存じの方がいますかね。両隣数軒とかでグループを組んで、助け合ったりいろいろなことに取り組んだり、そういった「講」を現代風にアレンジして、災害時の助け合いであるとかいろいろな取り組みということができないだろうかという意見が出ておりました。そういったことについては、現時点では市民懇談会でいただいた意見ということで、まだ整理をし切れていませんので、今後こういった形で取り組めるのか、そういった部分も考えていきたいなということは思っております。

続きまして北野学区につきましては、6月18日、土曜日の午前に開催させていただきまして、13名の参加をいただいております。

大きな分類としては「歴史・文化」、それから「住環境」、あるいは「市民活動」といった面での意見が出されておりました。

魅力という部分におきましては、駅前が非常に便利な地域である一方、歴史のある市三宅の例えば屯倉神社の話題であるとか、あるいは野洲川の堤防に残っている河畔林の豊かな自然であるとか、蜚が住む川、中ノ池川の話題であるとか、かつては野洲川の渡しがあった関係から、野洲の玄関口というのは現在の駅北口だったという話題などで結構盛り上がっていたかと思えます。

それらに対する課題とか活用策につきましては、駅が近くで便利な地域であるがゆえに、自然破壊がどんどん進んでいるのではないかということに対する心配であるとか、あるいは駅前といいますとどうしても南口に目が行きがちですけれども、決して南口だけが駅前ではなくて、北口も市の玄関として機能しているということで、これについては現在、市民が中心となっていろいろな議論もされているといった話題提供がありました。

また、北野学区については通過交通なんかも多いので、子どもや高齢者をはじめ歩行者に優しい道路整備を望む声であるとか、その際に道路幅を広く取るということは結果として災害対策にも役立つのではないかなという意見もありました。

そして、全体としては、駅前を歩いて楽しめるまちづくりをしていったらどうかということ。

それから、その他として、市内全域にかかわる話題かもしれませんが、まず市内に中学校が不足しているというような現状から、北野学区で整備をしていったらどうかという意見とか、あるいはコミュニティバスについて、これが土日は運休しているということで、非常に使い勝手が悪いよというご批判もいただきました。あと特徴的な意見としては、市内で太陽光電池を生産している企業と協力した太陽光発電の普及策は考えられないかとか、あるいは市と縁のある酒造会社と協力して地ビールの生産などをしてはどうかといった、ユニークなアイデアとかも出していただけていました。

続いて、三上学区につきましては9名の参加がございまして、活発な意見が出ておりました。

大きなテーマ分けとしては、「自然環境」、それから「地域コミュニティ」、あるいは「歴史文化」、「住環境」などに分けられて、意見が出されておりました。

当該地域、三上学区の主な魅力としては、まず1点目はやはり「自然環境」に恵まれていて、都市化があまり進んでいない。その結果、住居地としては非常に安らぎを感じるという意見が出ておりました。

あるいはまた、三上地域については市民活動が非常に活発であるという、地元の皆さんの認

識がありまして、自治会活動についても役員が非常に頑張っているという意見もありました。

これらに対する課題等につきましては、自然が非常に豊かだけれども、その一方で里山が荒れ放題になってしまっているということや、これまで自然環境のよさというのに頼り過ぎて、来訪者に対するハード整備、例えばトイレであるとか駐車場であるとか、そういったハード整備の面が追いついていないのではないかというご意見、自治会活動についても役員さんとかはがんばっておられるのですけれども、なかなか若い人に理解が得られないとか、高齢者のニーズに対応できていないとか、そういった関係で高齢の方が「自治会をやめたい」と言われることもあるという課題も提起をされておりました。

それに関連してですが、特に現在、近江富士団地なんかにつきましては高齢化が進んでいるということで、昔は幼稚園も保育園もあって、スーパーマーケットもあったけれども、今気がついてみると何もない。さらにバスの便も減っているということで、そういったことに対する不安なんかも出されておりました。

それと、あと市全体の観点なのですが、いろいろな観光資源があるのに、これらが総合的に結びついていないのではないかといった課題提起であるとか、変わったところでは、「銅鐸くん」では「ひこにゃん」に勝てないのではないかとか、いろいろな市内の観光地を盛り込んだ野洲市の歌をつくってPRしていったらどうかなど。また、これは要望なのですが、三上地域はどうしても家から野洲駅への利便性が悪いので、朝夕、コミセンから駅に直行するバスが出せないとか、民間の事業者にそういった要請はできないかというようなことも出ておりました。

続いて祇王学区につきましては25名、7学区の中では一番多くの方に参加をいただいております。特に自治連合会から積極的に参加をしていただいております。

大きなテーマとしては「歴史・文化・祭り」といった部分と、それから「自然」、「地域コミュニティ」という部分で意見が出されておりました。

この地域の魅力につきましては、歴史・文化では永原御殿とか妓王寺であるとか、朝鮮人街道が通っているとか、そういった歴史資源が豊富であるということで、特にその中でも永原御殿についての思いが非常に大きいというのを感じさせてもらったのと、来年のNHKの大河ドラマが「平清盛」ということで、平家ゆかりの地として地域で非常に注目をされているということが感じられました。

それから、「自然」の分野では、北野学区で出た意見と同様、中ノ池川で蛍が見られるという意見が出ていました。また「地域コミュニティ」の部分では、祇王学区につきましては市民の参加によって、運動会とか祭りとかが結構大々的に行われているということや、すごく自分たちの誇りに思われているなということを感じまして、実際には「祇王まちづくり推進協議会」という委員会を立ち上げられて、自分たちのまちづくりについていろいろな活動をされているということが挙がっておりました。

これらに対する課題等につきましては、やはり永原御殿の跡地、これが今は非常に荒れた状態になっていますので、これらを整備・保全して観光に活用できないかというような要望だとか、祇王学区に存在する豊かな自然を十分生かし切れていないのではないかという反省、祇王井川の美化とか河川の管理に取り組むべきではないとか、あるいは、これはなかなか難しいのですが、県道2号線、大津能登川長浜線という道路なのですから、この沿線開発とか、さらに道の駅などで地産地消の仕組みがつくっていけないかといった話、また家棟川の改修で

なくなってしまったのですが、家棟川の中山道隧道、トンネルですね、これの石組みが埋めた状態で保存されているということでしたので、どこかで復活して観光等で活用できないかという話や、野洲駅のキャパシティが非常に苦しくなっていますので、これを考慮した新駅の設置などについて、活発な意見交換をしていただいております。

あと、ユニークな意見としては農地の活用ということで、例えば大学とか研究所と連携して、芋をどんどん育てて、ここからバイオ燃料をつくる、そういう地域の特性をつくっていったらいいのではないかなという意見も出ておりました。

続きまして、篠原学区につきましては、こちらも自治連合会から積極的に参加をいただきまして、15名の参加をいただいております。

大きなテーマとしては、「自然・景観」、「子育て」、それから「地域コミュニティ」、「歴史・文化」といった部分で挙がっていました。

この地域のほかの地域にない特徴としては、林業への取り組みがあるということと、それから全般を通しては、地域内のコミュニティというのが非常にうまく機能しているなという印象を受けました。

具体的には、この地域の魅力としては、やはり山をはじめ自然環境に非常に恵まれていること。あるいはそれに関連して、例えば漁民の森として、漁業と連携した林業、あるいは市民に開かれた林業というのが展開をされていること。それから、子どもたちを巻き込んだ鎮守の森を守る活動もされていることなど。

それから、篠原小学校というのはすべて、1年生から6年生まで1クラスしかない単学級なのですけれども、これも逆に逆手にとって、少人数だからこそできる子どものコミュニケーションもあるということが意見として出されていました。

それから、これも少人数というか、地域が身近であるからなのでしょうけれども、高齢者と子どもたちのコミュニティができるまちであるということも自慢されていましたし、地元には大きな企業があるのですが、この企業は結構地域に開かれているといった意見も出ていました。

それから、この会場では、市全体にかかわる話題として、非常に障がいを持った子どもたちにとっては理解のある住みやすいまちであるといった意見をいただきました。

これらに対する課題等については、山を管理する後継者が不足をしている、山を管理していく上でイノシシ対策が大きな問題になっている、コミュニティがうまく機能しているとしながらも活動盛りの親世代が共働きなどでコミュニティの担い手が不足をしてくていることなど。そのためやはり過疎化対策が必要だろうということでした。

それから、篠原駅周辺の整備、あるいは篠原駅－野洲駅間の新駅の設置等を考えて、人口の増加、活性化も図っていく必要があるのではないかとか、あるいは地域だけではなくて学校を越えた取り組みという視点も必要ではないかといったことも出されておりました。

篠原学区独特の問題としては、光善寺川や日野川の災害対策が必要であるという意見も出されておりました。

あともう1点、ないものねだりではなくて、今ある資源を生かしたまちづくりが必要という意見をいただきました。

特徴的なところでは、今建てかえの計画がありますけれども、クリーンセンターを建てかえた後の廃熱利用、余熱利用というのをもっと積極的に取り組んだらどうかということや、地元の大企業関連で、例えばロボット博物館というのをつくったら、結構内外から話題になるの

ではないかという意見も出ておりました。

続きまして中里学区ですけれども、こちらにつきましては9名の参加をいただきまして、大きなテーマとしては、「自然環境」、「歴史・文化」、「住環境」などについていろいろなご意見をいただきました。

地域の魅力につきましては、家棟川水系での河川愛護への取り組みで積極的に活動しているというご意見、あるいは用水路で、昨今蛸が復活してきたという話など。また、中里学区というのは野洲平野の中では中心に位置していて、非常に自然が美しい。平野なので、先ほどの篠原学区とは逆に土砂災害などの心配がなくて、安心して暮らせるところではないかという意見。それから、坂がない地域ですので、高齢者にも優しくて住みやすい地域だよという意見。それから、地元の人も知らない身近な歴史資源があるといった意見が出されておりました。

これらに付随する課題等につきましては、例えば史実を正確に記した地域の郷土史をどんどんまとめていってはどうとか、祭りなどの地域の伝統行事を頑張って残していく必要があるとか、文化財を守り伝えていくためにはやはり市民意識の向上が大切といった意見。あるいは、総合計画の中でも話題になっておりますけれども、副都市問題については、ぜひ副都市という名称を残してほしいという意見もありましたけれども、その一方で、副都市の中身というのは何なのか、副都市には何が必要なのかといった、そういう中身が大切ではないかという意見もありました。

それと、もう1点、当該地域につきましては将来的に大津湖南幹線道路、いわゆる県道の整備というのが見込まれているのですけれども、それらが整備された後にはやはり郊外型のまちづくりというのを進めていく視点も必要ではないかということも、意見として出されておりました。

最後ですが、兵主学区につきましては、7名の参加をいただきました。

大きなテーマ分けとしては、「自然環境」、「歴史・文化」、「レジャー」、それから「人材育成」や「コミュニティ」といった分野での意見をいただいております。

ここも、他の地域にはないものとして、篠原学区の林業のような形で、漁業が特徴的な要素として位置付けられるのではないかと思います。

その中で魅力としては、やはり兵主大社や兵主まつりであるとか、この地域から見る三上山であるとか、琵琶湖越しの比良山の遠景というのが非常に魅力的だという意見、湖岸緑地の豊かな自然とか、そこにある希少植物の魅力。それから、漁業従事者と市民が協働した家棟川の環境保全への取り組み、命あふれる魚のゆりかご水田への取り組みであるとか、自然資源では、あやめ浜であるとか、観光面では琵琶湖で楽しむレジャー活動なんかの魅力として挙げられるのではないかということでした。

これらに付随する課題としては、兵主まつりの保存とか伝承、これは後継者不足と高齢化などで今後どうしていくかという課題、また琵琶湖や家棟川、あるいは湖岸緑地、これは今県の方で公園整備をされているのですけれども、こういったところの自然の保全をどうしていくのかという課題。

それから、漁業そのものがあまり市民に知られていないのではないかとということで、もっと市民に開かれた、市民に親しまれるような漁業の展開をできないだろうかといった課題提起、そういったこともありました。

それから、ゆりかご水田への取り組み、これは琵琶湖から田んぼへ魚が上がってきて、そこ

で稚魚を育てるという取り組みなのですが、これは結構市外からの参加が多いらしくて、市民の関心を高めていく必要があるのではないかといった意見。

それから、家棟川や河川愛護の取り組み等で、水質改善についての意見というのが結構出ていたのですが、これにつきましても、昔と比べて市民の生活や農業の手法などが変わってきている中で、例えば水質基準だけを何十年前の昔に戻すというのは非常に難しいのではないかと意見が出る一方で、それでも何とか水質の改善を進めていかないとけないという話題も出ていました。

それから、この地域では特に世代間交流、2世代あるいは3世代の交流等による子育ての支援について、それによっていろいろな技術・伝統等を伝えていく人材の育成等を進めていく必要があるのではないかと課題提起もありました。

それと、篠原学区と同様に兵主学区でも、学区を越えた取り組み、学区に縛られない取り組みという視点で今後取り組んでいく必要があるのではないかと意見が出ておりました。

以上、簡単でしたけれども、6月18日から26日にかけて開催した各学区懇談会の概要でした。改めて整理した資料についてはまた市のホームページの方でご紹介をしていきたいと思えます。

また、今後につきましては、結果としてこちらで想定していたような内容にはまとまっていない部分もありまして、地域の特徴をみんなで出し合うというより、場所によっては学区懇談会、行政懇談会のようになったりしましたので、今整理をしているところです。どういう形で生かしていけるのか、まずは内容をもう一度精査して、それぞれ総合計画に反映できる部分は反映をしていくし、また要望として受け取っておく部分については、それぞれ担当課の方へお伝えをいたしますと申し上げたのですが、そのあたりも含めて、いずれかの段階で報告をさせていただきたいと思えます。

<会長>

まずは次の第3回の各部会の中でフィードバックさせながら進めていく形ですね。反映のさせ方については、そこでご議論いただきますが、今特に何かございますか。

<委員>

2点あります。

1点は、市民懇談会というネーミングでいただいた意見、とても大事だという前提でももちろん申し上げるわけなのですが、参加者数のところを見ていただきますと、参加いただいた人数だけが出てきておりますが、この参加者数の数字では、男女比、それから年齢構成がわかりません。実際には、目分量ですが、8割が高齢男性です。ですので、我々はこの意見を見るときに、そういう参加者数の男女比、それから年齢構成は、やはり押さえておかないといけないのではないかなという点が1点。

それから、もう1点は、祇王学区のところの新駅のところ。祇王学区は新駅のことを発言したこともあり、気がかりだったので、祇王は必ず出席しようと思って出席させてもらったのですが、新駅をぜひつくってほしいという方と、それから明確に要らないとおっしゃる方がそれぞれおられるという現実、この10ページの新駅の3行だけでは見えてない部分だと思いますので、一応補足をさせていただきます。

<会長>

賛否がある意見もありますので、その辺の扱いも含めて整理していただいて、第3回の各部会においてどうそれらを反映させるか。もちろん現段階では結論が出ないものもあると思いますが、それらをふくめ整理していただいて、今後の議論に活用したいと思います。よろしくお願いします。その他、よろしいでしょうか。

4. 協議事項

①今後の予定について

<会長>

協議事項の今後の予定について、事務局からお願いいたします。

<事務局>

今後の予定についてですが、今日お手元に資料はお配りしておりませんが、現在事務局で考えている状況についてお知らせをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、部会審議につきましては、思っていたよりもスムーズに進めていただいております、これまでに改定案について審議を一巡していただいたと思っております。

本日、その他の資料として、第3回の部会の開催通知をお配りしていますけれども、その日程で第3回の各部会を開催させていただきたいと思います。

できれば次の第3回目で、できる限り最終の修正版に近い形で資料を出していきたいと考えています。前回の全体会議では部会日程をおおむね4回ぐらいかなという説明もしていたのですが、もし3回目で部会として取りまとめができるのであれば、その後は計画の全体案として、全体会議の方に引き継いでいく方がスムーズに審議が進むかなとも考えておりますので、そのあたりご了承いただきたいかなと思います。

実際には3回の部会の進行状況を見ながらの判断になりますけれども、並行して、できれば8月上旬にまた全体会議を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上です。

<会長>

次回の第3回の各部会で、最終、詰めていく形となります。ご質問・ご意見等、よろしいでしょうか。

最初に事務局から説明がありましたように、現在、市役所の各部局に一度これをかけているという状況です。それが返ってきた加除修正事項も含めて、第3回の各部会でご議論いただくというのがまず1点です。庁内各課の意見もふまえた審議になるという点。

それから市民懇を、どう反映させていくかという点。それとリンクの部分、他分野との関連をどうリンクしていくのか。あと、他部会の委員さんからの意見等もふまえていただく。

それらをふくめ、各部会の内容について最終、詰めていただく、ご確認いただくという審議となります。

さらに第6章、行政運営や協働について、次回の第3回の各部会でご議論いただく。

そういった内容で、1回でおさまるかわかりませんが、いろいろな材料を全部持ち込みまして、各部会の詰めと、それに関係する分野について、要するに基本計画1～6章全体について、次の第3回の各部会の方で最終的な議論を詰めていただく形となります。ので、今日お渡しした資料と、今後お送りする全体を整理した資料を、各委員さんご確認いただいて、第3回の各部会に臨んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

5. その他

<会長>

その他、ございましたらお願いします。

<事務局>

では最後に、その他ということで3点ばかりございます。今回はその他の資料ということで、前回の審議会の会議要録、詳細版を配らせていただきました。実は前回の会議では、基本的に今後概要版だけ配らせていただくというような話をさせてもらって、既に概要版をお送りさせてもらっているのですが、前回の欠席者が非常に多かったということと、それから部会に分かれる前の一旦締めということで、副部会長から前半の審議を総括するご発言もいただいておりますので、共有していただく必要があるのかなと思ひまして、今回あえて詳細版をもう一度配らせていただきました。本日の分の会議録からは、前回ご説明させてもらったように、概要版とさせていただきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。ホームページにはできるだけ詳細版を掲載していきたいと思っております。

次に、第2回、第3回部会開催通知についてなのですが、本日第3回の部会開催通知をお配りさせていただいております。日程につきましてはそれぞれの部会、第2回の部会で決定いただいたものですので、本日お配りした通知をもって開催通知とさせていただきます。改めて郵送等での案内はしませんので、よろしくお願いいたします。

あと、ほかの部会への傍聴も基本的には自由とさせていただきます。ただ、会場の都合で、特に第4会議室と書かれている部屋はかなり狭いので、窮屈な思いをしていただかないといけなかもしれませんけれども、傍聴については自由とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、これが最後です。8月の日程調整シートというのを配らせていただきました。第3回の部会終了後、できれば8月上旬ごろに全体会議を開催したいと思っておりますので、申し訳ございませんが、日程調整シートの記入をお願いしたいと思います。お手数ですが、7月14日までに企画調整課まで報告をいただけたらと思います。

以上です。

<会長>

ありがとうございました。全体を通して、ご質問・ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。何かございましたら事務局までお問い合わせください。先ほど申しましたように、次の第3回の各部会審議、それから第6回の全体会議あたりが最終的な詰めの段階となりますので、資料等に目を通しておいていただき、最終的なまとめの方を持っていけるよう、ご確認をしておいていただきたいと思います。

6. 閉 会

<会長>

他にございませんようでしたら、以上をもちまして第5回総合計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。